# 教第59号議案

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例案及び神戸市職員定数条例の一部を改正する条例 案に関する意見決定について

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する 条例等の一部を改正する条例及び神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を制定する に当たり、教育長に委任する事務等に関する規則(昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号)第2条第5号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和3年1月25日提出

神戸市教育委員会事務局 事務局長 長谷川 達也 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例案及び神戸市職員定数条例の一部を改正する条例 案に関する意見

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する 条例等の一部を改正する条例及び神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

令和3年1月25日

神戸市教育委員会 教育長 長 田 淳

神 行 組 第 99 号 令和 3 年 1 月 15 日

神戸市教育委員会 様

神戸市長 久元喜



神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例案及び神戸市職員定数条例の一部を改正する条例案に対する貴委員会の意見聴取について

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例案及び神戸市職員定数条例の一部を改正する条例案を第1回定例市会に提案いたしたく思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を提出されたく、条例案を添えて照会いたします。

#### 第 号議案

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例 に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例 に関する条例等の一部を改正する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する 条例の一部改正)

第1条 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例(平成31年3月条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

#### 改正後

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき,次に掲げる教育に関する事務については,市長が管理し,及び執行するものとする。

#### 改正前

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき,次に掲げる教育に関する事務については,市長が管理し,及び執行するものとする。

- (1) 図書館,博物館,美術館,公民 館,婦人会館及び神戸市生涯学習支援センター(以下「特定社会教育機 関」という。)の設置,管理及び廃止に関すること(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち,特定社会教育機関のみに係るものを含む。)。
- (2), (3) 「略]

- (1) 図書館,博物館,美術館及び神戸市生涯学習支援センター(以下「特定社会教育機関」という。)の設置,管理及び廃止に関すること(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち,特定社会教育機関のみに係るものを含む。)。
- (2), (3) [略]

(環境保健研究所手数料条例の一部改正)

#### 第2条 「略]

(市民福祉調査委員会条例の一部改正)

# 第3条「略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

# 第 4 条 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
  - (公民館条例の一部改正)
- 2 神戸市公民館条例(昭和26年5月条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。
  - (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
  - (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
  - (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(使用の許可)

- 第5条 施設(前条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。第7条及び別表第1号において同じ。) 又はその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は, 規則で定めるところにより,<u>市長</u>の許可を受けなければならない。
- 2 <u>市長</u>は,前項の許可に公民館の管理運営上必要な条件を付し,又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

- 第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれか に該当するときは、前条第1項の許 可をしてはならない。
  - $(1) \sim (3)$  「略]
  - (4) 前3号に掲げるもののほか, <u>市</u> 長がその使用を不適当であると認 めるとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。
  - (1), (2) [略]

(使用期間)

第7条 施設は、引き続き3日を超え

改正前

(使用の許可)

- 第5条 施設(前条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。第7条及び別表第1号において同じ。) 又はその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は, 教育委員会規則で定めるところにより, 教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 <u>教育委員会</u>は,前項の許可に公民 館の管理運営上必要な条件を付し, 又はこれを変更することができる。 (許可の基準)
- 第 6 条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の許可をしてはならない。
  - $(1) \sim (3)$  「略]
  - (4) 前3号に掲げるもののほか,<u>教</u> <u>育委員会</u>がその使用を不適当であ ると認めるとき。
- 2 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれ かに該当するときは、前条第1項の 許可をしないことができる。
  - (1), (2) [略]

(使用期間)

第7条 施設は、引き続き3日を超え

る独占的な使用をすることはできない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第9条 使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>規則</u>で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第10条 <u>市長は</u>,<u>規則</u>で定める特別の 理由があるときは,<u>規則</u>で定めると ころにより,使用料を減額し,又は 免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は,返還しない。 ただし,<u>規則</u>で定める特別の理由が あるときは,<u>規則</u>で定めるところに より,その全部又は一部を返還する ことができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 「略]

る独占的な使用をすることはできない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第9条 使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会規則</u>で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、教育委員会規 則で定める特別の理由があるとき は、教育委員会規則で定めるところ により、使用料を減額し、又は免除 することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は,返還しない。 ただし,<u>教育委員会規則</u>で定める特別の理由があるときは,<u>教育委員会</u>規則で定めるところにより,その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。

2 「略]

(許可の取消し等)

- 第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。
  - (1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又はこれらに基づく指示に違反したとき。
  - $(2) \sim (5)$  [略]
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。
  - (1), (2) [略]

(入館の制限等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公民館への入館を拒絶し、又は公民館からの退館を命ずることができる。

 $(1) \sim (5)$  [略]

(行為の禁止)

第16条 何人も、公民館内において、 公民館の管理上支障がある行為で<u>規</u> <u>則</u>で定めるものをしてはならない。 (許可の取消し等)

- 第14条 教育委員会は、使用者が次の 各号のいずれかに該当するときは、 第5条第1項若しくは第12条第1項 の許可を取り消し、又は施設等の使 用の制限をし、若しくは使用の停止 を命ずることができる。
  - (1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又はこれらに 基づく指示に違反したとき。
  - $(2) \sim (5)$  [略]
- 2 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれ かに該当するときは、使用者に対し、 前項に規定する処分をすることがで きる。
  - (1), (2) [略]

(入館の制限等)

- 第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公民館への入館を拒絶し、又は公民館からの退館を命ずることができる。
  - (1)~(5) [略]

(行為の禁止)

第16条 何人も、公民館内において、 公民館の管理上支障がある行為で<u>教</u> <u>育委員会規則</u>で定めるものをしては ならない。 (立入り等)

第17条 市長は、公民館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

## 第18条 「略]

2 <u>市長</u>は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(施行細目の委任)

第20条 公民館の開館時間及び休館日 その他この条例の施行に関し必要な 事項は、規則で定める。

別表 (第8条関係)

- (1) [略]
- (2) 附属設備の使用料 1設備1回につき3,000円の範 囲内において規則で定める額

(立入り等)

第17条 教育委員会は、公民館の管理 上必要があると認めるときは、使用 を許可した場所に立ち入り、関係者 に質問し、又は必要な指示をするこ とができる。

(原状回復の義務)

## 第18条 [略]

2 <u>教育委員会</u>は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(施行細目の委任)

第20条 公民館の開館時間及び休館日 その他この条例の施行に関し必要な 事項は、教育委員会規則で定める。

別表 (第8条関係)

- (1) [略]
- (2) 附属設備の使用料

1設備1回につき3,000円の範囲内において<u>教育委員会規則</u>で定める額

(婦人会館条例の一部改正)

3 神戸市婦人会館条例(昭和48年3月条例第71号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

#### 改正後

(使用の許可)

- 第4条 婦人会館の会議室を使用しよ うとする者は、<u>市長</u>の許可を受けな ければならない。
- 2 <u>市長</u>は,前項の許可に婦人会館の 管理運営上必要な条件を付し,又は これを変更することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当すると きは、市長は、第1項の許可をして はならない。
  - (1), (2) 「略]
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか, <u>市</u> 長がその使用を不適当であると認 めるとき。
- 4 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該 当するときは、第1項の許可をしな いことができる。
  - (1), (2) [略]

(許可の取消し)

第5条 前条第1項の許可を受けた者

#### 改正前

(使用の許可)

- 第4条 婦人会館の会議室を使用しよ うとする者は、教育委員会規則で定 めるところにより、教育委員会の許 可を受けなければならない。
- 2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に婦人 会館の管理運営上必要な条件を付 し、又はこれを変更することができ る。
- 3 次の各号のいずれかに該当すると きは、<u>教育委員会</u>は、第1項の許可 をしてはならない。
  - (1), (2) [略]
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか, <u>教</u> <u>育委員会</u>がその使用を不適当であ ると認めるとき。
- 4 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれ かに該当するときは、第1項の許可 をしないことができる。
  - (1), (2) 「略]

(許可の取消し)

|第5条 前条第1項の許可を受けた者

(以下「使用者」という。)が次の 各号のいずれかに該当するときは、 市長は、同項の許可を取り消すこと ができる。

- (1) 「略]
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又はこれらに基づく指示 に違反したとき。
- (3), (4) 「略]
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第1項の許可を取り消すことができる。
  - (1), (2) [略]

(使用料)

#### 第6条 「略]

2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、 別表に定める額の5割増しの範囲内 において規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則で定める特別の 理由があると認めるときは、規則で 定めるところにより、使用料を減額 し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

(以下「使用者」という。)が次の 各号のいずれかに該当するときは、 教育委員会は、同項の許可を取り消 すことができる。

- (1) 「略]
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又はこれらに 基づく指示に違反したとき。
- (3), (4) 「略]
- 2 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれ かに該当するときは、使用者に対し、 前条第1項の許可を取り消すことが できる。
  - (1), (2) [略]

(使用料)

#### 第6条 「略]

2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、 別表に定める額の5割増しの範囲内 で教育委員会規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、公用に供し、 又は公益を目的とするもので、教育 委員会規則で定める理由があると認 めるときは、使用料を減額し、又は 免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。 ただし、会議室を使用しないことに ついて、<u>市長</u>がやむを得ない理由が あると認めるときは、その全部又は 一部を返還することができる。

(入館の制限等)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれか に該当する者に対して、入館を拒絶 し、又は退館を命ずることができる。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
  - (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは 他人の迷惑になるおそれがある者 又はこれらのおそれがある動物そ の他の物を携帯する者
  - (3) 施設又はその附属設備を汚損し,損傷し,又は滅失させるおそれがある者
  - (4) 婦人会館の管理上必要な指示に 従わない者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、婦人会館の管理上支障があると認め られる者

(行為の禁止)

第10条 何人も,婦人会館内において, 婦人会館の管理上支障がある行為で 規則で定めるものをしてはならな

第8条 既納の使用料は、返還しない。 ただし、会議室を使用しないことに ついて、<u>教育委員会</u>がやむを得ない 理由があると認めるときは、その全 部又は一部を返還することができ る。 い。

(立入り等)\_

第11条 市長は、婦人会館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償等)

第12条 婦人会館の建物又は附属設備 を損傷し、又は滅失させた者は、こ れを原状に復し、又はその損害を賠 償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

- 第13条 市長は、次に掲げる婦人会館の管理に関する業務を婦人会館の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
  - $(1) \sim (4)$  「略]
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>市</u>長が定める業務
- 2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書 その他の規則で定める書類を<u>市長</u>に 提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

- 第9条 教育委員会は、次に掲げる婦人会館の管理に関する業務を婦人会館の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
  - $(1) \sim (4)$  「略]
  - (5) 前各号に掲げるもののほか,<u>教</u> <u>育委員会</u>が定める業務
- 2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 市長は、指定管理者の指定をし、 又はその指定を取り消したときは、 その旨を告示するものとする。
- 4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第1項から第4項まで、第5条第1項及び第2項、第9条並びに第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第14条 婦人会館の休館日及び利用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第7条関係)[略]

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。
- 4 指定管理者に第1項の業務を行わ せている場合における第4条第1項 から第4項まで、第5条第1項及び 第2項,第7条並びに前条の規定の 適用については,これらの規定(第 4条第1項,第5条第1項,第7条 及び前条を除く。) 中「教育委員会」 とあるのは「第9条第1項に規定す る指定管理者」と、第4条第1項中 「教育委員会の」とあるのは「第9 条第1項に規定する指定管理者の」 と, 第5条第1項及び第7条中「教 育委員会は」とあるのは「第9条第 1項に規定する指定管理者は」と、 前条中「教育委員会」とあるのは「次 条第1項に規定する指定管理者」と する。

(施行細目の委任)

第10条 婦人会館の休館日及び利用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表(第6条関係)[略]

(公民館条例等の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例の規定による 改正前の神戸市公民館条例又は神戸市立婦人会館条例(以下これらを「旧条例」 という。)の規定に基づき教育委員会が行った許可,指定,承認その他の行為でこの条例の施行の際限にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可,承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際限にその効力を有するものについては,施行日以後にあっては,市長が行った許可,指定,承認その他の行為又は市長に対してなされた許可,承認の申請その他の行為とみなす。

理 由

組織等の改正等に当たり, 条例を改正する必要があるため。

## 第 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例 (昭和24年9月条例第146号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

# 改正後 改正前 (職員の定数) (職員の定数)

- 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 8,120 人(うち福祉事務所職員 798 人)
  - $(2) \sim (4)$  「略〕
  - (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 9,274人(うち教育職員 8,429人)
  - (6) 消防職員 1,460人
  - (7) [略]
  - (8) 農業委員会の事務部局の職員

- 第2条 職員の定数は、次に掲げると おりとする。
  - (1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 8,160 人(うち福祉事務所職員 798 人)
  - $(2) \sim (4)$  「略〕
  - (5) 教育委員会の事務部局及び教育 委員会の所管に属する学校その他 の教育機関の職員 <u>9,301人</u>(う ち教育職員 8,431人)
  - (6) 消防職員 1,431人
  - (7) 〔略〕
  - (8) 農業委員会の事務部局の職員

11人	10人
(9), (10) [略]	(9), (10) [略]
(11) 合計 20,604人	(11) 合計 <u>20,641人</u>
2 〔略〕	2 〔略〕

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

# 社会教育施設移管に伴う手続きの流れ

# 1. 条例改正について

# (1) 対象条例

- ・ 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例
- 神戸市公民館条例
- 神戸市立婦人会館条例

#### (2) 手続きの流れ

- ① 条例改正にかかる<u>市長から教育委員会</u>への意見聴取について、教育委員会会議において<u>意</u><u>見決定</u>(1月25日) …P16【A】
- ② 条例改正にかかる<u>議会から教育委員会</u>への意見聴取について、教育長が<u>臨時代理</u>することの可否について議決(1月25日) …<u>P17【B】</u>
  - ※2月の教育委員会会議は8日のみのため、臨時代理による回答を行う
- ③ ②について、臨時代理により教育長が意見決定(2月10日頃)
- ④ 改正条例の議案上程(市会本会議、2月18日)
- ⑤ ③について、意見決定の内容について教育委員会会議において報告(3月8日)…P18【C】

# 2. 教育委員会で廃止し、市長部局で制定する規則について

# (1) 対象規則

- 神戸市公民館条例施行規則
- 神戸市婦人会館条例施行規則

# (2) 手続きの流れ

- ① <u>市長部局において新たに規則を制定</u>するにあたり、市長から教育委員会になされる<u>事前協</u><u>議</u>に対して回答(1月25日) …<u>P17【D】</u>
- ② <u>教育委員会規則の廃止</u>について、教育長が<u>臨時代理</u>することの可否について議決(3月8日)…P18【E】 ※改正条例の議決後に教育委員会会議が開催されないため
- ③ 1. (2) ④において上程された改正条例の議決(市会本会議、3月26日)
- ④ ②について、教育長の臨時代理により廃止規則の制定(3月29日頃)

#### 3. 改正する教育委員会規則について

# (1) 対象規則

- 神戸市教育委員会事務局組織規則
- 教育機関の組織に関する規則
- 神戸市教育委員会職員職名規則
- 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則
- ・ 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則

# (2) 手続きの流れ

- ① 組織改正に伴う教育委員会規則の改正について、教育長が<u>臨時代理</u>することの可否について議決(3月8日)…P18【E】 ※改正条例の議決後に教育委員会会議が開催されないため
- ② 1. (2) ④において上程された改正条例の議決(市会本会議、3月26日)
- ③ ①について、教育長の臨時代理により改正規則の制定(3月29日頃)

# 社会教育施設の移管に伴う手続きについて

令和3年度より、公民館(7館)、婦人会館を市長部局へ移管するにあたり、「神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例」「神戸市公民館条例」「神戸市立婦人会館条例」を改正する。また、組織改正に伴い「神戸市職員定数条例」の改正を行う。

# 1. 第59号議案

- (1)「神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例」案に関する意見決定について
  - ① 移管に関する条例改正にかかる市長からの意見聴取 …P15【A】 「神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の 特例に関する条例」改正にかかる市長から教育委員会への意見聴取につい て意見決定

## <改正箇所>

下記条項において(1)を追記。

- 第2条 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例(平成31年3月条例第34号)の一部を次のように改正する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法律」という。)第23条第1項の規定に基づき,次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。
- (1) 図書館,博物館,美術館,公民館,婦人会館及び神戸市生涯学習支援センター(以下「特定社会教育機関」という。)の設置,管理及び廃止に関すること(法律第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち,特定社会教育機関のみに係るものを含む。)。
- (2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
- (3) 文化に関すること
- ② 特定社会教育施設所管の設置・運営等についての条例改正にかかる意見聴取 公民館・婦人会館の条例改正にかかる市長から教育委員会への意見聴取 について意見決定(対象条例は次のとおり)

- 神戸市公民館条例
- 神戸市婦人会館条例

# <主な改正箇所>

「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改正

# (2)「神戸市職員定数条例の一部を改正する条例」案に関する意見決定について

「神戸市職員定数条例改正」にかかる市長から教育委員会への意見聴取について意見決定

# <関連する改正箇所>

教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校 その他の教育機関の職員

9,301 人 (うち教育職員 8,431 人) 
$$\rightarrow$$
  $\triangle 27$   $\downarrow$   $\triangle 2$  9,274 人 (うち教育職員 8,429 人)

# <主な増減の要因>

- ・ 公民館等の市長部局への移管による減
- ・ 特別支援学校の新設による増
- 人材派遣・民間事業者導入による管理員・調理士の減

# 2. 第60号議案

2月に議会から行われる「神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例」案にかかる意見聴取に対する回答について、教育長が臨時代理を行う。 …P15【B】

# 3. 第61号議案

市長部局において新たに規則を制定するにあたり、市長から教育委員会になされる事前協議に対する回答を行う(対象規則は別記2のとおり)。 …P15【D】

#### <主な改正箇所>

「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改正

# 4. 移管へ向けた今後の対応(予定)

- (1) 3月8日の教育委員会会議
  - ① 臨時代理の報告(報告事項)…P15【C】
    - ・ 「神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の 特例に関する条例等の一部を改正する条例」案にかかる議会から教育委員 会への意見聴取について臨時代理により教育長が意見決定した内容の報告

# ② 関連規則の改廃について(議決) ···P15【E】

- ・ 市長部局へ移管する社会教育機関(公民館・婦人会館)等に係る教育委 員会規則の廃止について、教育長が臨時代理することの可否を諮る。
- ・ 組織改正に伴う教育委員会規則の改正について、教育長が臨時代理する ことの可否を諮る(対象規則は別記3のとおり)。

#### (別記)

# 1. 改正条例

- ・ 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例 に関する条例
- 神戸市公民館条例
- 神戸市立婦人会館条例

# 2. 教育委員会で廃止し、市長部局で制定する規則

- 神戸市公民館条例施行規則
- · 神戸市婦人会館条例施行規則

#### 3. 改正する教育委員会規則(確認中)

- · 神戸市教育委員会事務局組織規則
- 教育機関の組織に関する規則
- 神戸市教育委員会職員職名規則
- 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則
- ・ 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則